

第8章. 誘導施策

8-1. 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

(1) 届出制度の運用（都市再生特別措置法による）

- ・居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握し、居住誘導区域内へ緩やかな居住誘導を図るため、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為、建築等行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、原則として市長への届出が義務付けられ、居住誘導区域内への居住の誘導に対して何らかの支障が生じると判断された場合は、市長が勧告をする場合があります。

●居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合の届出制度の運用

居住誘導区域外で下記の一定規模以上の住宅開発を行う場合、原則として市への届出が必要となります。

【開発行為】

- ① 3戸以上の住宅の建築
- ② 1戸又は2戸の住宅でその規模が1,000㎡以上
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの

【建築等行為】

- ① 3戸以上の住宅の建築
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

①の例示
3戸の開発行為



②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為



800㎡
2戸の開発行為



(2) 国の支援を受けて越前市が行う施策（都市計画運用指針による）

- ・社会資本整備総合交付金¹等を活用し、道路や公園等の生活基盤施設²整備等の事業を予定しています。

■居住誘導区域内の利便性の向上

- ・都市機能誘導区域へのアクセス道路の整備や歩行者空間の整備等、居住者の利便の用に供する施設の整備を行います。

¹社会資本整備総合交付金…国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括したもので、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金。地方公共団体が社会資本整備総合交付金により事業を実施しようとする場合には、「社会資本総合整備計画」を策定する必要がある。

²生活基盤施設…学校、病院、公園等、生活の最も基礎的な部分に位置づけられる施設。

(3) 越前市が独自に行う施策

■ 緩やかな居住の誘導

- ・住宅の取得、リフォーム、空家の解体等に対する補助金の交付や家賃補助により、まちなか居住の推進、居住誘導区域への緩やかな誘導を図ります。

■ 公共交通の利便性向上

- ・福井鉄道交通圏地域公共交通網形成計画において、地域間幹線として位置づけられている福井鉄道バス南越線、池田線、武生越前海岸線、王子保河野海岸線については、主に拠点間を連絡する持続的な基幹交通手段として、ネットワークの維持、サービス水準の向上を図るとともに、都市機能誘導区域へのアクセス性を高めます。
- ・路線バス、市民バスとも、現行の運行内容を基本としつつ、利用者のニーズに応じて適宜ルートやダイヤの見直し、停留所の新設・移設等を行い、利便性の向上を図ります。
- ・循環ルートの運行本数の見直し等、利便性の向上を図ります。
- ・自主的に運転免許を返納する65歳以上の市民を対象として、市民バスの無料乗車券を最長10年間交付し、返納者の外出支援、公共交通の利用促進を図ります。

■ 災害に強い市街地環境の整備

- ・武生市街地、国高市街地の居住誘導区域の大部分が浸水想定区域に指定されているため、浸水対策の推進により災害リスクを軽減するとともに、ハザードマップ等を活用し災害リスクの周知を図ります。

■ U I J ターンや定住の促進

- ・越前市住まい情報バンク等を通じて、空家や空室の情報や、住まいに関する支援制度等、U I J ターンや定住を促進するための情報提供を積極的に行います。

■ 高齢者の居住環境の向上

- ・越前市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画（あいプラン）に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して住めるように、基幹型地域包括支援センターの機能を維持しつつ、役割分担の明確化を図り、地域包括支援センター・地域包括サブセンターとの機能強化を図ります。

■ 子ども子育て環境の充実

- ・越前市子ども・子育て支援事業計画に基づき、就学前教育・保育と地域の子育て支援を一体的に行う施設として、認定こども園の普及を図り、地域の子育て支援を充実します。
また、認定こども園の実施にあたっては、相談体制を強化し、子育てへの積極的な支援を行います。
- ・多様化する就労形態や家庭の状況、地域の実情に応じた子育てニーズに対応し、安心して子育てができるよう、子育て支援の充実と環境整備を図ります。

8-2. 都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策

(1) 届出制度の運用（都市再生特別措置法による）

- 都市機能誘導区域内の誘導施設の区域外流出を抑制するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の新築や改築等を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、原則として市長への届出が義務付けられ、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地に対して何らかの支障が生じると判断された場合は、市長が勧告をする場合があります。

●都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合の届出制度の運用

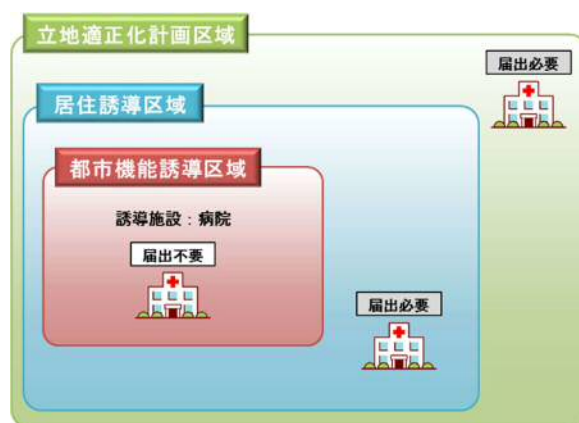
都市機能誘導区域外に誘導施設と同じ機能を持つ施設を整備する場合、原則として市への届出が必要となります。

【開発行為】

- 誘導施設を有する建築物

【開発行為以外】

- ①誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



(2) 国等が直接行う施策（都市計画運用指針による）

■誘導施設に対する税制上の特例措置、金融上の支援措置

- 都市機能誘導区域への都市機能の立地を促進するため、誘導施設に対する税制上の特例措置、都市再生法において規定されている民間都市開発推進機構による金融上の支援措置が設けられています。

(3) 国の支援を受けて越前市が行う施策（都市計画運用指針による）

- 社会資本整備総合交付金等を活用し、誘導施設や歩行空間の整備等を行います。また、都市機能誘導区域内での民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策を行います。

(4) 越前市が独自に行う施策

■ 公共施設の適正配置及び公的不動産の管理・活用

- ・本市の建築系公共施設（屋根及び柱もしくは壁を有する公共建築物）は、既に大規模改修の集中時期を迎えており、建替えの時期は2030年～2040年に集中する見通しです。
- ・今後は、越前市公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設等に対する合理的な総合管理手法であるファシリティマネジメント³（FM）の手法を導入し、健全で持続可能な地域づくりを目指していきます。
- ・減築、集約、複合、廃止等、あらゆる方法を比較検討し、将来的な人口減少割合に見合った施設保有量の削減（越前市公共施設等総合管理計画の計画期間である平成68年度までに施設延床面積の3割削減）を目指します。

■ 交通結節機能の強化・向上

- ・交通結節機能の強化・向上を図るため、鉄道駅やターミナル機能を有するバス停の環境整備等を行います。

■ 北陸新幹線南越駅（仮称）周辺の活力の誘引によるまちの活性化

- ・北陸新幹線南越駅（仮称）と、中心拠点や地域拠点を連絡する二次交通により、北陸新幹線南越駅（仮称）周辺の活力を誘引し、まちの活性化を図るとともに、都市機能の維持、まちなか居住の促進につなげます。
- ・北陸新幹線南越駅（仮称）と、中心拠点や地域拠点を連絡する二次交通としての公共交通は、バスやタクシーを中心とし、バスでの連絡については、北陸新幹線や並行在来線の運行ダイヤに合わせて、拠点間をスムーズに移動できるよう検討します。

³ファシリティマネジメント…業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動。